

平成27年度予算案決定 ～ 世界水準の観光リゾート地の形成を推進 ～

平成27年1月14日付け、沖縄振興開発金融公庫(理事長:譜久山當則)の平成27年度当初予算案が決定されました。

平成27年度は、引き続き、沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展に向けて、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組を推進すべく、①世界水準の観光リゾート地の形成を目指した観光リゾート産業の振興、②沖縄の特区・地域制度にかかる金融支援の強化、③農林水産物の沖縄ブランド確立に向けた6次産業化の推進、④中小・小規模事業者等の経営基盤強化支援、に重点を置いた予算案となっております。

平成27年度予算案の概要は、次のとおりです。

1. 事業計画（貸付、出資）

沖縄振興策や日本再興戦略等に沿った金融支援を実施するため、また、セーフティネット機能を発揮するため、事業規模は1,440億円を確保 【平成26年度当初計画比2億円増】

2. 出資金（出資及び資本性ローンにかかる財源）

リーディング産業育成支援等にかかる財源として、財政投融资特別会計からの出資金27億円を確保 【平成26年度当初計画比2億円増】

- (1) 沖縄におけるリーディング産業の育成支援にかかる出資財源（12億円）
- (2) 産業基盤整備事業にかかる出資財源（5億円）
- (3) 中小・小規模事業者等に対する資本性ローン財源（10億円）

3. 融資制度の充実・改善

- (1) 「沖縄観光リゾート産業振興貸付」(仮称)の創設
- (2) 「沖縄特区等無担保貸付利率特例制度」(仮称)の創設
- (3) 「おきなわブランド振興資金」の資金用途及び貸付条件の拡充
- (4) 「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付」の貸付対象及び貸付条件の拡充
- (5) 「教育離島利率特例制度」の適用限度額の拡充
- (6) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付対象の拡充
- (7) 「沖縄創業者等支援貸付」など独自制度9制度の取扱期間の延長

※ 株式会社日本政策金融公庫等と同様の貸付制度拡充等を予定

【参考】

1. 事業計画

(単位: 億円)

	平成 27 年度 計画 ①	平成 26 年度 当初計画 ②	① - ②
(1) 貸 付	1, 420	1, 420	—
産業開発資金	510	510	—
中小企業等資金	680	680	—
住宅資金	90	90	—
農林漁業資金	50	50	—
医療資金	40	40	—
生活衛生資金	50	50	—
(2) 企業等に対する出資	17	15	2
(3) 新事業創出促進出資	3	3	—
合 計	1, 440	1, 438	2

各資金の事業規模については、次のとおり。

(1) 産業開発資金

産業の振興開発に寄与する設備投資計画等を勘案し、前年度当初計画と同額の 510 億円を確保

(2) 中小企業等資金

中小企業等の振興及びセーフティネット機能を発揮するため、貸付実績等を踏まえ、前年度当初計画と同額の 680 億円を確保

(3) 住宅資金

沖縄における資金ニーズに対応しつつ、民間金融機関の取組を勘案し、前年度当初計画と同額の 90 億円を確保

(4) 農林漁業資金

農林水産業の振興及びセーフティネット機能を発揮するため、沖縄における需要等を勘案し、前年度当初計画と同額の 50 億円を確保

(5) 医療資金

沖縄における資金ニーズに対応するため、設備投資計画や貸付実績等を踏まえ、前年度当初計画と同額の 40 億円を確保

(6) 生活衛生資金

生活衛生関係事業者の振興を図るため、貸付実績等を踏まえ、前年度当初計画と同額の 50 億円を確保

(7) 企業等に対する出資

沖縄におけるリーディング産業の支援を強化するため、前年度当初計画より 2 億円増の 17 億円を確保

(8) 新事業創出促進出資

沖縄における新たな事業の創出を促進するため、前年度当初計画と同額の 3 億円を確保

2. 融資制度の充実・改善

融資制度の充実・改善の概要は次のとおり。

(1) 新制度の創設

- ① 沖縄の地域資源を活用した観光関連事業の振興を図るため、「沖縄観光リゾート産業振興貸付」(仮称)を創設

	産業開発資金	中小企業資金	生業資金
融資対象者	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うもの		
資金用途	(1) 沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、①～⑦に掲げる事業に必要な資金 ① 観光拠点施設関連事業 ② 地域資源活用型観光関連事業 ③ 宿泊関連事業 ④ 交通関連事業 ⑤ 旅行サービス関連事業 ⑥ 情報通信関連事業 ⑦ 飲食・小売事業 (2) 「沖縄県国際観光イノベーション特区」の区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金		
貸付限度額	所要資金の7割	設備：7億2,000万円 運転：2億5,000万円 → 設備資金限度額の範囲内	設備：7,200万円 運転：4,800万円 → 設備資金限度額の範囲内
貸付期間 (うち据置期間)	25年以内(5年以内)	設備：20年以内(2年以内) 運転：7年以内(2年以内)	

- ② 沖縄における産業集積の進展と企業活動の活性化を促進するため、「沖縄特区等無担保貸付利率特例制度」(仮称)を創設

	産業開発資金	中小企業資金
融資対象者	沖縄における経済特区(国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区、経済金融活性化特別地区)及び地域制度(観光地形成促進地域、情報通信産業地域、産業高度化・事業革新地域)における対象業種等を営む事業者で、指定特区・地域内で次のいずれかを目的とした設備投資を実施するもの (1) 新たな事業所の設置 (2) 収益性の向上 (3) 耐震対策(ただし、観光地形成促進地域の対象要件に該当するものに限る。)	
特例内容	設備資金(※)にかかる無担保貸付について一定の利率を控除する。 ※ 中小企業資金については、設備投資に伴い必要となる運転資金も対象とする。	

(2) 既存制度の拡充

- ① 6次産業化の取り組みを推進するため、「おきなわブランド振興資金」(農林漁業資金)の貸付条件を拡充

融資対象者	沖縄において特に競争力を強化すべきものとして主務大臣が指定する農林水産物に係る ①農林漁業者、②製造・加工業者、③流通・販売業者
拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> 資金用途について、「農林水産物の生産・加工等に必要となる費用の支出」を追加し、設備投資のみならず、競争力強化の取組に必要な運転資金についても融資対象とする。 貸付限度額について、農林漁業者の限度額を以下のとおり拡充する。 (現行) 所要資金の8割 ⇒ (改定後) 設備：7,200万円、運転：4,800万円

② 中小・小規模事業者等の経営基盤強化支援のため、「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付」(生業資金)の貸付条件を拡充

融資対象者	商工会議所又は商工会の実施する経営強化指導を受けている特定規模事業者であつて、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けた者
拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付利率について、次のとおり拡充する。 (現行) 融資期間に応じた利率 ⇒ (改定後) 融資期間に関わらず一定の利率 ・ 貸付対象について、宿泊業及び娯楽業の従業員要件を拡充する。 ・ 貸付制度の取扱期間を1年延長(平成28年3月31日まで)するとともに、下記の特例措置の適用を1年延長(平成28年3月31日まで)する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付限度額 1,500万円以内(特例 2,000万円以内) ② 貸付期間 設備:7年以内(特例10年以内)、運転:5年以内(特例7年以内) ③ 据置期間 設備:6ヶ月以内(特例2年以内)、運転:6ヶ月以内(特例1年以内)

③ 離島における公平な教育機会の確保のため、「教育離島利率特例制度」(教育資金)の貸付条件を拡充

融資対象者	教育一般資金貸付の融資対象者のうち沖縄県内の離島に住所を有する者
拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付利率について、離島特例(貸付利率-0.9%)の適用限度額を次のとおり拡充する。 (現行) 100万円 ⇒ (改定後) 150万円

④ 中堅企業等の資金繰り支援のため、「沖縄自立型経済発展貸付」(産業開発資金)の貸付条件を拡充

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者 ・ 一定の事業改善計画等に基づき公庫と民間金融機関の協調支援を受ける者
拡充内容	貸付対象にかかる「一定の事業改善計画等」の策定基準を改定し、企業の経営課題の解決に必要な資金を追加する。

(3) 既存制度の取扱期間の延長

引き続き、国や県が推進する沖縄振興策に沿った金融支援を実施するため、以下の独自制度について、取扱期間を平成30年3月31日まで延長する。(ただし、⑥については平成28年3月31日まで)

- ① 「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」(産業開発資金、中小企業資金、生業資金)
- ② 「沖縄創業者等支援貸付」(中小企業資金、生業資金)
- ③ 「沖縄情報通信産業支援貸付」(産業開発資金、中小企業資金、生業資金)
- ④ 「沖縄特産品振興貸付」(中小企業資金、生業資金)
- ⑤ 「沖縄離島振興貸付」(中小企業資金、生業資金)
- ⑥ 「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」(中小企業資金、生業資金)
- ⑦ 「教育資金所得特例」(教育資金)
- ⑧ 「沖縄人材育成資金貸付」(教育資金)
- ⑨ 「位置境界明確化資金」(生業資金)

以上

お問い合わせ先



企画調査部 業務企画課 TEL 098(941)1740
総務部 企画調整課 TEL 03(3581)3242

「沖縄観光リゾート産業振興貸付」(仮称)の創設

- 国及び県の観光関連施策に基づき、世界水準の観光リゾート地の形成を推進することを目的に、沖縄の歴史・自然・文化等の多様で魅力ある地域資源を活用した、高付加価値型観光の戦略的な展開等を行う観光関連事業者を支援する。
- 観光関連事業の幅広い資金ニーズに適切に対応することで、沖縄のリーディング産業である観光リゾート産業の更なる振興を図り、もって沖縄振興の基本方向である「民間主導の自立型経済の発展」を大きく前進させる。

観光リゾート産業支援にかかる融資制度を再構築

～世界水準の観光リゾート地の形成を推進～

従来の大型施設整備事業者に対する資金供給に加え、産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小・小規模事業者へ支援を拡大

(現行制度) 沖縄観光・国際交流拠点整備貸付

貸付対象：観光・国際交流に寄与する施設の整備を行うもの
 対象資金：産業開発資金、中小企業資金
 資金使途：中核的設備(基盤的設備、拠点シンボル設備、文化・教養・研修施設、拠点関連長期滞在型宿泊施設等)、その他関連施設

(新制度) 沖縄観光リゾート産業振興貸付(仮称)

貸付対象：観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うもの
 対象資金：産業開発資金、中小企業資金、生業資金
 資金使途：

- (1) 各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応、安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした次に掲げる事業に必要な資金
- ① 観光拠点施設関連事業(*1)、② 地域資源活用型観光関連事業(*2)、③ 宿泊関連事業、④ 交通関連事業、⑤ 旅行サービス関連事業、⑥ 情報通信関連事業、⑦ 飲食・小売事業
- *1) テマパーク、動植物園、水族館等
 *2) スポーツ・レクリエーション、エンターテインメント、ウェディング、伝統工芸体験等
- (2) 「沖縄県国際観光イノベーション特区」の区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金

沖縄21世紀ビジョン基本計画 [平成24年度～平成33年度] (平成24年5月15日沖縄県知事策定)
 基本方向：リーディング産業である観光リゾート産業については、世界水準の観光リゾート地として、また、情報通信関連産業については、我が国とアジアを結ぶITブリッジの拠点として、国内外に評価されるよう、産業の量的拡大と高付加価値化に戦略的に取り組みます。
 施策展開：世界水準の観光リゾート地の形成 沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム(高付加価値型観光)を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備等により、世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指します。

経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成26年6月24日閣議決定)
 (沖縄振興) 成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学(OIST)の規模拡充に向けた検討や、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。(後略)

日本再興戦略 改訂 2014 (平成26年6月24日閣議決定)
 ・ 国家戦略特区として、6か所の具体的区域、～ 地域の強みを生かした観光ビジネス等の拠点としての「沖縄県」 ～ を公表した。
 ・ 「沖縄県」については、規制改革事項等の内容の一層の充実を図り、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図る。